

障害者任免状況の公表について

障害者の雇用の促進等に関する法律第40条第2項及び同施行規則第4条の16の規定に基づき、次のとおり本市における令和7年6月1日現在の障害者任免状況を公表します。

【雇用率、職員数等】

(単位：雇用率　％、職員数　人)

部局名	市長事務部局	教育委員会	企業局
実雇用率 (法定雇用率)	3. 1 2 (2. 8)	3. 1 1 (2. 7)	3. 9 1 (2. 8)
障害者である職員数	7 7. 5	1 6. 5	1 0. 0
職員数	2 4 8 5. 5	5 3 0. 5	2 5 6. 0
雇用すべき職員数	6 9	1 4	7

※障害者である職員数及び職員数は換算値

※障害の種別や程度の区分ごとの人数等については、特定の者が障害者であること、その障害の程度等が推察されるおそれがあることから、公表を差し控えます。